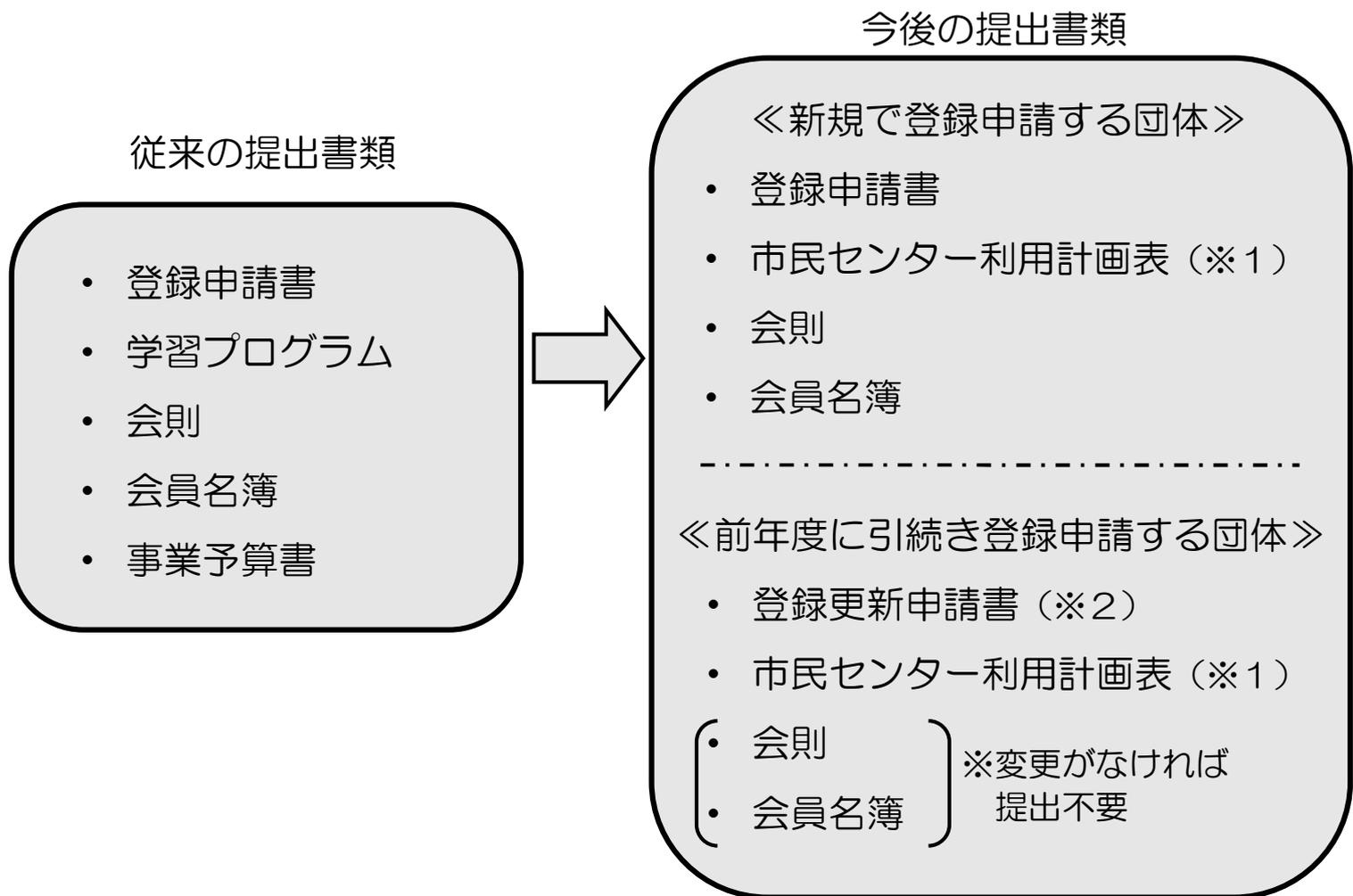


目 次

《お知らせ》 手続の変更点について	1
1 自主講座とは	2
2 自主講座団体になると	2
3 登録の要件	2
4 手続	3
5 書類記載例	4
自主講座団体登録申請書	4
会則	5
会員名簿	7
市民センター利用計画表	8
自主講座団体登録更新申請書	9
自主講座団体事業実績報告書	10
自主講座団体登録変更届	12
自主講座団体登録取消申請書	13
6 よくある質問	14
使用関係	14
講師関係	15
会員関係	16
申請関係	16
事業報告・精算関係	17
その他	17
7 実施要綱	18
8 参考資料	20
使用料一覧	20
令和6年度 曜日・区分別 利用可能日数一覧	21
令和6年度 市民センター開館日カレンダー	22
曜日・区分別 利用可能場所一覧（別紙）	

《お知らせ》手続の変更点について

これまでの手続から提出書類が変わります。
内容をご確認の上、お手続をお願いいたします。



※1 市民センター利用計画表
昨年度までの「学習プログラム」を簡素化したものです。（詳細は8ページ参照）

※2 登録更新申請書
登録済みの内容（団体名、活動内容 等）を記載したものを市民センターから各自主講座団体にお渡しします。（詳細は9ページ参照）

1 自主講座とは

市民センターにおいて、趣味や教養の分野を継続的に学習するために、市民自らが設立し、運営していく講座を自主講座とといいます。従って、講師は自主講座団手で手配してください。講師のいない活動は、自主講座として認められません。

2 自主講座団体になると

- 毎年度、登録手続をした市民センターに限り、週・曜日・部屋指定で月2回分の優先予約ができます。
 - ※ 「1コマ」又は「1コマ+延長」を1回とし、第5週の指定及びコマ続き（午前+午後など）の申請はできません。
 - ※ 2部屋続きで利用できる部屋を2部屋とも利用する場合は、2部屋で1コマとします。1部屋での利用も可能です。（20ページ参照）
 - ※ コマ続きで利用したい場合は、令和6年3月以降に市民センター窓口へご確認ください。部屋が空いていれば、半額料金でご利用いただけます。
- 市内8箇所の市民センターの使用料が半額になります。
 - ※ 上記の優先予約だけでなく、追加で予約する分についても半額となります（15ページのQ15参照）。
- 市ホームページの自主講座団体一覧に情報が掲載されます。
- 各団手で作成した会員募集チラシを各市民センターに置くことができます。

3 登録の要件

- (1) 構成員が申請時点において5人以上であること。
- (2) 構成員のうち半数以上の者が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (3) 代表者を互選により決定し、規約又は会則を定めていること。
- (4) 当該団体への加入及び脱退の自由が保障されていること。
- (5) 市民が活動の主体であり、指導者又は講師が主体となっていないこと。
- (6) 家元制・流派の枠内での活動ではないこと。
- (7) 名称には、家元、流派、指導者又は講師を類推させる字句を使用しないこと。
- (8) 営利を目的とするものでないこと。
- (9) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- (10) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (11) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと。

4 手続

- ① 1月4日～1月31日・・・登録申請書の提出

※2月中旬頃に登録を文書で通知します。

- ② 3月・・・会員募集チラシの提出

- ③ 4月以降・・・講座開始

- ④ 初回の講座から1箇月以内・・・全講座分の使用料支払い

- ⑤ 最終の講座から2週間以内・・・事業実績報告書の提出

※ 上記の日程に依らない場合は、令和6年3月1日以降随時、登録申請書をご提出ください(①)。2週間後を目途に市からご連絡をしますので、②～⑤の手続を順次進めてください。

※ 令和6年1月4日現在で、既に登録済みの自主講座団体は、市民センターから「自主講座団体登録更新申請書」をお渡ししますので、①の手続時に「自主講座団体登録申請書」の代わりにそちらをご提出ください。

《留意点》 必ずお読みください！

- 1 団体名称、活動内容について、何について学ぶ講座であるかがわかるように登録申請書に記入してください。(活動内容は市ホームページの自主講座団体一覧に掲載します。)
- 2 見学会や体験会等を積極的に開催し、新規会員募集に努めてください。
- 3 講師料、著作権使用料、施設使用料など各種法令順守に努めてください。
- 4 保険については、全市民センターで「公民館総合補償制度」の「行事傷害補償制度S型」に加入しています。以下のホームページで内容をご確認いただき、各団体で他の保険に追加加入する必要があるかご検討ください。

公民館総合補償制度 <https://kominkan.or.jp/03hoken01.html>

(各団体で加入する場合の例) スポーツ安全保険 <https://www.sportsanzen.org/>

- 5 市民センターを利用できるのは20ページに記載の利用時間区分のとおりです。時間内で準備から片付けまでを行ってください。
- 6 市民センターの利用後は必ず清掃・整理整頓を行い、室内の原状回復に努めてください。
- 7 自主講座の運営責任者は団体の代表者となります。(講師が運営の中心とならないようにしてください。)
- 8 市民センターでコピーをしたい場合は、窓口で行うことができます。

※ コピー代は有料となります。

※ 輪転機の使用はできません。

5 書類記載例

自主講座団体登録申請書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市長

代表者 住所 〒444-0000

岡崎市〇〇町字××〇〇-〇

氏名 〇〇 〇〇

電話 0564-××-××××

令和6年1月4日現在で、既に登録済みの自主講座団体は、提出不要です。
⇒登録手続をした市民センターからお渡しする「自主講座団体登録更新申請書(9ページ参照)」をご提出ください。

岡崎市市民センター自主講座実施要項第2条に規定する要件を満たす団体として、下記のとおり自主講座団体の登録を申請します。

記

何について学ぶかをわかりやすく記入。
市ホームページの自主講座団体一覧に掲載します。

団体名称	岩津山楽会			
活動内容	地図の読み方など安全な山歩きのための基礎知識を講師の経験談もまじえた講義の中で習得する。			
利用希望 (※1)	曜日	時間	場所	
	第1希望	第1・3の土曜日	午前・午後・夜間	第2講習室
	第2希望	第2・4の水曜日	午前・午後	第2講習室
現会員数	20名	連絡先	△△ △△ 電話(000-0000-0000)	
新規募 員数	5名 5名以上必要	連絡先 の公表	可 ・ 否	
講師氏名 ・略歴	氏名	〇〇 〇〇		
	略歴	平成 30年4月	ボーイスカウトの登 で)	
備考	令和 2年4月	〇×大学登山部監督に就		
	以下のような場合は、備考欄に記入 (例) 部屋の他に附属設備も借りる場合(放送設備、電源) 延長で部屋を借りる場合 新規募集ができない場合の理由 など			

講師主体の講座は認められませんので、講師が連絡先となるのは不可です。

できるだけ第2・第3希望まで書いてください。
※他の団体と曜日・時間・場所が重なって、調整が付かない場合は抽選となります。

市ホームページの自主講座団体一覧に連絡先のかたの氏名・電話番号を掲載しても可か否かに○をつける。
否とした場合、「センターにお問合せください」と掲載します。
(団体と受講希望者が直接連絡を取れるようにいたします。)

※1 「利用希望」欄は、1年間分の優先予約が不要な団体は記入不要です。

【添付書類】会則、会員(役員)名簿、市民センター利用計画表

(名称)

第1条 この会は、「**岩津山楽会**」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、会長宅に置くものとする。

(目的)

第3条 この会は、市民センターの施設を利用して学習活動をし、会員相互の親睦を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とし、市民センター事業への参加協力や目的達成のため必要な事業を行う。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 市民センターの施設を利用して、**登山の基礎知識について学ぶ**。
- (2) 市民センター事業へ、積極的に参加・協力すること。
- (3) その他必要と認める活動。

(組織)

第5条 この会は、第3条の目的に賛同する者をもって構成し、目的を達成するため、新規受講者の受け入れを行うものとする。

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置いて運営する。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 書記 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 会計監査 | 1名 |

役員は少なくとも会長、会計、会計監査の3名は置いてください。

(任期)

第7条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 書記は、会議の議事を記録し、会の事務を整理する。
- (4) 会計は、会の会計事務を整理する。
- (5) 会計監査は、会計を監査する。

(会議)

第9条 会議は、総会及び定例会とする。

2 会議は会長が招集し、その議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって決することとする。

(経費)

第10条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会員の年会費は、一人**8,700**円とする。ただし、必要に応じて年会費の変更及び臨時徴収を行うことができる。

実態に則した記載をしていただければ構いません。
例)「役員会で決めた額とする。」など

(事業年度)

第 11 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

(会則の改正)

第 12 条 本会の会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正することができる。

(入退会)

第 13 条 入会又は退会をしようとする者は役員に申し出て入会又は退会をするものとする。

(委任)

第 14 条 この会則に定めるもののほか、会の運営等に関し必要な事項は、定例会で定める。

附 則

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

年度	令和 6 年度	団体名	岩津山楽会
----	----------------	-----	--------------

申請書の日付に合わせる。

会 員 名 簿

令和**6**年 1月**19**日現在

番号	氏 名	住 所	備 考
1	梅園 太郎	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
2	根石 秋子	安城市〇〇町〇-〇〇	市内〇〇勤務
3	男川 愛子	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
4	美合 静子	〇〇町〇丁目〇〇-〇	<p>住所が市外の会員について、市内在勤又は在学している場合は、わかるように記入してください。</p> <p>※会員の半数以上が市内在住、在勤又は在学していないと自主講座団体の登録はできません</p>
5	緑丘 三夫	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
6	山賀 好男	岩津町檀/上 26-2	
7	岡崎 広子	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
8	六名 徳夫	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
9	三島 高子	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
10	竜美 福助	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
11	連尺 富子	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
12	広幡 新太郎	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
13	井田 岩男	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
14	愛宕 青子	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
15	福岡 長子	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
16	竜谷 京子	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
17	藤川 大志	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
18	山中 熊五郎	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
19	本宿 奈美	〇〇町〇丁目〇〇-〇	
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

市内については町名からで可。
市外については、市名から記入してください。

この名簿は、市民センターにおける自主講座の目的にのみ使用いたします。

年度	令和 6 年度	団体名	岩津山楽会
----	----------------	-----	--------------

市民センター利用計画表

申請書における第1希望が通った場合の月日を記入してください。

空欄で提出してください。
※利用日の変更があった際に、市民センター職員が使用します。

回	日付		利用する市民センター	開講時間
	当初計画	変更		
1	4月 6日	月 日	岩津	19:00~20:00
2	4月 20日	月 日	”	”
3	5月 4日	月 日	”	”
4	5月 18日	月 日	”	”
5	6月 1日	月 日	”	”
6	6月 15日	月 日	”	”
7	7月 6日	月 日	”	”
8	7月 20日	月 日	”	”
9	8月 3日	月 日	”	”
10	8月 17日	月 日	”	”
11	9月 7日	月 日	”	”
12	9月 21日	月 日	”	”
13	10月 5日	月 日	”	”
14	10月 19日	月 日	”	”
15	11月 2日	月 日	”	”
16	11月 16日	月 日	”	”
17	12月 7日	月 日	”	”
18	12月 21日	月 日	”	”
19	1月 4日	月 日	”	”
20	1月 18日	月 日	”	”
21	2月 1日	月 日	”	”
22	2月 15日	月 日	”	”
23	3月 8日	月 日	”	”
24	月 日	月 日		
25		月 日		
26		月 日		
27		月 日		
28		月 日		
29		月 日		
30		月 日		

実際に講座を行う時間を記入してください。

1年間分の優先予約ができるのは最大で24回までです。
25回目以降の欄は、1年間分の優先予約に追加で予約した際に市民センターで使用しますので、空欄でご提出ください。

令和6年度自主講座団体登録更新申請書

年 月 日

(宛先)岡崎市長

既に登録済の団体用の書類です。

団体名 岩津山楽会

代表者氏名 ○○ ○○

市民センターが把握している実施要項第3条2項の規定に基づき、下記のとおり自主講座団体登録の情報が記載されています。

記

1 変更内容 ※変更がある場合のみ、該当項目の□にレ点を打ち、「変更後」欄に変更内容をご記入ください。

項目	現 状	変 更 後
<input type="checkbox"/> 団体名	岩津山楽会	変更がない項目は空欄
<input type="checkbox"/> 活動内容	地図の読み方など安全な山歩きのための基礎知識を講師の経験談も交えた講義の中で習得する	変更後の会則を添付してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 会則		別紙のとおり
<input checked="" type="checkbox"/> 曜日・時間	第1・3土曜日 午後	第1希望 第1・3の 水曜日 午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後・夜間 第2希望 第2・4の 月曜日 午前・ <input checked="" type="radio"/> 午後・夜間 第3希望 第1・3の 日曜日 <input checked="" type="radio"/> 午前・午後・夜間
	現状欄に記載の内容から変更がある場合のみレ点を打ってください。	室
<input type="checkbox"/> 電源の利用	1個	個
<input type="checkbox"/> 放送設備の利用	1個	個
<input checked="" type="checkbox"/> 会員名簿		変更後の会員名簿を添付してください。別紙のとおり
<input type="checkbox"/> 新規募集会員数	6名	名
<input type="checkbox"/> 代表者氏名・電話	○○ ○○ (00-0000)	()
<input type="checkbox"/> 連絡先氏名・電話	△△ △△ (000-0000-0000)	()
<input checked="" type="checkbox"/> 連絡先公表の可否	可	可・ <input checked="" type="radio"/> 否
<input type="checkbox"/> 講師氏名	□□ □□	

2 要件の確認

以下の各要件を満たしていることを確認の上、□にレ点を打ってください。
※1つでもレ点が入らない項目がある場合は、登録を継続できません。

- 会員が5名以上である。
- 会員のうち半数以上の者が市内に在住、在勤又は在学している。
- 会長を互選により決定し、規約又は会則を定めている。
- 団体への加入及び脱退の自由が保障されている。
- 市民が活動の主体であり、指導者又は講師が主体となっていない。
- 家元制・流派の枠内の活動ではない。
- 団体名に家元、流派、指導者又は講師を類推させる字句を使用していない。
- 営利を目的としていない。
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としていない。
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としていない。
- 公の秩序又は善良な風俗を乱すようなことはしない。

各要件を満たしているか今一度確認してください。

最終の講座日から2週間以内に提出。

自主講座団体事業実績報告書

令和7年 3月 22日

(宛先) 岡崎市長

代表者 住 所 〒444-0000

岡崎市岩津町字□□00-0

名 称 岩津山楽会

氏 名 〇〇 〇〇

電 話 〇〇-0000

令和6年度の事業が終了しましたので、別紙のとおり実績を報告します。

年度	令和 6 年度	団体名	岩津山楽会
----	----------------	-----	--------------

事業実績報告書

回	月日	学習内容	利用センター名	出席者数	会員増減数	備考
1	4・6	登山の楽しみ	岩津	21	+2	新規会員増
2	4・20	地形図の読み方①	〃	18		会員の増減があった場合に記入してください。
3	5・4	地形図の読み方②	〃	18		
4	5・18	山小屋の泊まり方	〃	20		
5	6・1	バテない歩き方	〃	19		
6	6・15	登山の保険	〃	16		
7	7・6	計画の立て方と登山届	〃	18		
8	7・20	富士登山について	〃	17		
9	8・3	富士登山について	〃	19		
10	8・17	山での危険	〃	18		
11	9・7	山での楽しみ	〃	20	-1	
12	9・21	困ったときの対処法 ～遭難しないために～	〃	20		
13	10・5	日本百名山(北アルプスの山)	〃	19		
14	10・19	日本百名山(中央・南アルプスの山)	〃	18		
15	11・2	日本百名山(その他の山)	〃	19		
16	11・16	天気図の見方①	〃	17		
17	12・7	天気図の見方②	〃	17		
18	12・21	冬山について	1年間分の優先予約に追加で市民センターを利用し、1枚で収まらない場合は、2枚目以降を作成してください。 ※複数の市民センターを利用した場合は、「利用センター名」欄に誤りなく記載するようご注意ください。	16		
19	1・4	世界の山々		18		
20	1・18	愛知県の山		20		
21	2・1	総復習①		19		
22	2・15	総復習②		20		
23	2・28	総復習③	〃	18		
24	3・21	まとめ				各回出席者数の合計を記入してください。

当初会員数	19	終了時会員数	20	出席者数合計	368
-------	-----------	--------	-----------	--------	------------

自主講座団体登録変更届

令和**6**年○月△日

(宛先) 岡崎市長

代表者 住 所 〒**444-0000**

岡崎市岩津町字□□〇〇-〇

氏 名 〇〇 〇〇

電 話 〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり登録内容に変更があったので、届出をします。

記

代表者に関する変更の場合は、
変更前の代表者の情報を記入
してください。

登録番号	岩津 自主第 3 号	
団体名称	岩津山楽会	
変更項目	代表者の住所・電話番号	
	変更前	変更後
	〒 444-0000 岡崎市岩津町 字□□〇〇-〇 〇〇-〇〇〇〇	〒 444-△△△△ 岡崎市康生通 西×-×× △△-△△△△ <p>講師の変更の場合は、 変更後の講師の略歴も記載して ください。</p>

自主講座団体登録取消申請書

令和**6**年○月△日

(宛先) 岡崎市長

代表者 住 所 〒**444**—**0000**

岡崎市岩津町字□□**00**—**0**

氏 名 **00 00**

電 話 **00**—**0000**

下記のとおり自主講座団体の登録の取消しを申請します。

記

登録番号	岩津 自主第 3 号
団体名称	岩津山楽会
理由	0000のため。

6 よくある質問

使用関係

Q 1 ラジカセを使用するため、電源コンセントを使いたいが、部屋の使用料に含まれているか。

A 1 放送設備及び電源は部屋の使用料に含まれていませんので、使用する場合は別途使用料が必要となります。以下の金額は、自主講座団体が利用する場合の金額（正規料金の半額）です。

放送設備（電源を含む）：1回1式270円 電源：1回1個50円

Q 2 例えば、午後のうち市民センターを2時間しか使用しない場合、使用料はさらに半額にならないか。

A 2 午後は13時～17時で1コマとなりますので、さらに半額にはなりません。

Q 3 2部屋続きの部屋を2部屋とも同じ日時に利用できるのか。

A 3 2ページに記載のとおり、20ページので示した2部屋続きで利用できる部屋は、2部屋で1コマとして利用できます。

Q 4 最初に申請した日以外に追加で講座をやりたいが、可能か。

A 4 部屋に空きがあれば、半額料金で実施することができますので、利用したい日の3か月前の月初めから5日前までの間に予約してください。

※ 令和6年4～6月分の利用は同年3月1日から、同年7月以降分の利用は当該月の3か月前の月初めから予約可能です。

Q 5 延長となる可能性がある場合はどうしたらよいか。

A 5 延長を含めて予約していただければ、延長料金も半額で実施することができます。

ただし、当日早く終わった場合でも、延長料金の還付はできません。

Q 6 利用日当日に延長利用を申し出ることには可能か。

A 6 利用日当日に延長時間も使用するための変更を行うことはできません。必ず利用日の前日までに市民センターに「市民センター利用変更申請書」を提出してください。

Q 7 延長したい時間が30分でも1時間分の料金を支払うのか。

A 7 延長料金は1時間が単位ですので、使用時間が30分でも1時間分となります。

Q 8 9時30分～12時30分で使いたいのだが可能か。

A 8 午前は9時～12時が1コマとなりますので、延長（12時～13時）も含めて予約していただければ可能です。

Q 9 暴風警報が発表されて講座を中止したとき、代替の講座はできるか。

A 9 可能です。部屋の空き状況や日程等、市民センターと相談して代替日を決め、「市民センター利用変更申請書」を提出してください。

- Q10 「午前＋午後」「午後＋夜間」というコマ続きでの申請は可能か。
- A10 1年間分の優先予約ができるのは、1コマを月2回までです。ただし、令和6年3月1日以降にもう1つのコマで部屋が空いている場合は、その分を追加で予約すれば、同じく半額料金でご利用いただくことができます。
- ※ 追加分は利用したい日の3か月前の月初めから5日前までの間に予約していただく必要がありますので、ご注意ください。
- Q11 会員の都合で、前日までに開催日を変更する場合、空きがあれば可能とのことだが、その場合の使用料はどのようになるのか。
- A11 使用料が同額の部屋であれば使用料の追加徴収なしでご利用いただけます。同額の部屋ではない場合は、市民センター職員へお問い合わせください。
- Q12 年度途中で講師が病気になり、講座を継続することが難しくなった場合、残りの回数分の使用料の還付は受けられるか。
- A12 「市民センター利用変更申請書」による変更手続後である場合を除き、利用日の5日前までに「市民センター利用取消申請書」を提出していただければ該当分の使用料を還付いたします。
- Q13 当日になって、急に講師が来られなくなった。日時の変更はできるか。
- A13 団体側の都合での変更は、利用日の前日までは可能ですが、当日の変更はできません。その場合は、特例的に自習として講座を実施していただくか、中止とするかのいずれかの対応になるかと思われませんが、この場合の中止による使用料の還付はできかねますので、予めご了承ください。
- なお、積雪、大雨、暴風といった気象状況により急きょ当日になって日時を変更したいときは、市民センターの状況によっては可能です。市民センターと相談してください。
- Q14 使用料を支払った後で、予定の日時の都合が悪くなった。使用回数を減らし、使用料の還付を受けられるか。
- A14 「市民センター利用変更申請書」による変更手続後である場合を除き、利用日の5日前までに「市民センター利用取消申請書」を提出していただければ該当分の使用料を還付いたします。
- Q15 登録手続をした市民センターと違う市民センターでも行いたい、半額料金で可能か。
- A15 登録手続ができるのは1つの市民センターのみですが、市からお渡しする「自主講座団体登録通知書」をご持参の上、令和6年3月1日以降に予約したい市民センターで別途予約すれば、半額料金でご利用いただけます。
- ※ 令和6年4～6月分の利用は同年3月1日から、同年7月以降分の利用は当該月の3か月前の月初めから予約可能です。

講師関係

- Q1 講師料の金額は既定の額があるか。
- A1 既定の額はありません。講師及び団体との間で協議の上、決めてください。参考として市民センターが行っている定期講座の講師料の額を例示いたします。
- <参考>令和5年度市民センター定期講座の講師料 6,400円

Q 2 講師が助手を連れてくる場合、助手にも講師料を支払ってよいか。

A 2 講師、助手及び団体との間で協議の上、合意が取れているのであれば問題ありません。

Q 3 講師料について、作品づくりのときのみ倍の開催時間になるときは、講師料も2回分支払ってよいか。

A 3 講師及び団体との間で協議の上、合意が取れているのであれば問題ありません。

会員関係

Q 1 新規会員を募集してもひとりも会員が集まらなかった場合、どうなるのか。

A 1 やむをえません。それを理由に、登録の取消しをするようなことはありません。

Q 2 申請時点で新規会員を入れる余裕がないが、そういう場合、どうすればよいか。

A 2 より多くの受講者を受け入れられる部屋に変更するなどの方策を講じていただきたいですが、どうしても無理な場合は、申請書の備考欄に理由を明記してください。

Q 3 新規会員を募集した際、募集人数以上の応募があった場合は既定の選定方法はあるか。

A 3 抽選、先着順など、選定方法は各団体にお任せします。

Q 4 初心者と上級者では一緒に受講しづらいので、新規会員の応募があった際にその人のレベルによって選考してもよいか。

A 4 あらかじめ、会員募集チラシに条件を書くなど、受講希望者にどの程度のレベルの人を求めているかを知らせていただければ結構です。

Q 5 会員数5名を切っており、新規会員募集で5名を越える見込みである場合、自主講座団体の登録申請はできるのか。

A 5 申請時に5名以上いない場合は、申請できません。

Q 6 会員数6名で登録を受けたが、受講期間中に2名脱会し、4名となった場合は、その時点で、自主講座団体ではなくなるのか。

A 6 申請時点で5名以上いれば、途中で5名を切ることになっても、年度途中で登録を取り消すことはありませんので、当年度は講座を継続できますが、積極的な新規会員の募集に努めてください。

Q 7 会員が途中でやめた場合の会費は？

A 7 会則で返金あり・なしを定めるなど各団体にお任せします。

申請関係

Q 1 複数の市民センターに登録申請してよいか。

A 1 登録申請ができるのは、1つの市民センターのみです。他の市民センターを利用したい場合は、市からお渡しする「自主講座団体登録通知書」をご持参の上、令和6年3月1日以降に利用したい市民センターにて別途予約してください。

※ この場合でも半額料金でご利用いただけます。

- Q 2 会が大きくなったため、団体を2つに分けて2つ目の団体の登録申請をしてもよいか。
A 2 可能です。ただし、会員の半数以上が同一で、同じような内容の学習を行う場合は同一団体とみなすため、申請は不可となります。
- Q 3 1年間分の優先予約で第5週を予約することはできるか。
A 3 第5週は各種日程調整の予備日としたいので、1年間分の優先予約で第5週を予約することはできません。ただし、令和6年3月1日以降で部屋が空いている場合は、利用したい日の3か月前の月初めから5日前までの間に、市からお渡しする「自主講座団体登録通知書」をご持参の上、追加分として半額料金で予約することができます。
- Q 4 登録内容に変更があったときはどうすればよいか。
A 4 代表者や講師などに変更があった場合は、「自主講座団体登録変更届」を提出してください。なお、変更後の名簿については、ご提出いただく必要はありません。

事業報告・精算関係

- Q 1 事業費の精算は毎年行わなければならないのか。
A 1 事業費の精算は、団体の適正な運用のために実施してください。
- Q 2 事業実績報告書に精算書・領収書の添付は必要か。
A 2 精算書・領収書の提出は必要ありません。
- Q 3 会費に残金が生じた場合、次年度への繰越はできるか。
A 3 各団体でご判断ください。

その他

- Q 1 講座で作成中の作品や、講座で使用する道具を市民センターで保管しておいてもらうことは可能か。
A 1 原則として作品や道具につきましては、市民センターでお預かりすることはできませんので、講座の都度、持参していただくこととなります。
- Q 2 希望の部屋が他の団体と重複した場合、どのように利用団体が決められるのか。
A 2 市民センターで調整を図りますが、調整できない場合は、最終的に抽選で決めることとなります。
- Q 3 団会で会員募集チラシを作成したが、配架してもらえないのか。
A 3 登録手続をした市民センターにチラシをお渡しいただければ、クリアブックに入れて、自由にみられるようにいたします。また、受講希望者からの要望があれば、白黒コピーしたチラシをお渡しいたします。

岡崎市市民センター自主講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民センターの有料施設を利用して、市民自らが生涯学習活動として継続して運営する講座（以下「自主講座」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、自主講座を運営する団体（以下「自主講座団体」という。）の健全な活動を支援するとともに、自主講座団体相互の連携及び友好を図り、もって地域社会における生涯学習活動の発展に寄与することを目的とする。

(要件)

第2条 自主講座団体は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 構成員が申請時において5人以上であること。
- (2) 構成員のうち半数以上の者が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (3) 代表者を互選により決定し、規約又は会則を定めていること。
- (4) 当該団体への加入及び脱退の自由が保障されていること。
- (5) 市民が活動の主体であり、指導者又は講師が主体となっていないこと。
- (6) 家元制・流派の枠内での活動ではないこと。
- (7) 名称には、家元、流派、指導者又は講師を類推させる字句を使用しないこと。
- (8) 営利を目的とするものでないこと。
- (9) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- (10) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (11) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと。

(登録申請)

第3条 初めて自主講座団体の登録を受けようとする団体の代表者は、自主講座団体登録申請書に会則その他の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 既に登録を受けている自主講座団体の代表者は、自主講座団体登録更新申請書及びその他の関係書類のうち変更があったものを添えて市長に提出することにより登録の更新を受けることができる。

(登録)

第4条 市長は、前条に規定する申請書及び更新申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める団体を自主講座団体として登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該団体の代表者に通知するものとする。

3 自主講座団体の登録は、年度ごとに行うものとする。

(登録内容の変更等)

第5条 前条第1項の規定により登録を受けた自主講座団体は、第3条の申請内容に変更があったときは、速やかに、自主講座団体登録変更届に変更後の内容を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、岡崎市市民センター条例（令和元年岡崎市条例第26号。以下「条例」という。）第8条の規定による変更の承認を受けた事項については、この限りでない。

(登録の取消し)

- 第6条 市長は、自主講座団体が、第2条に規定する要件に該当しなくなったときその他自主講座団体としてふさわしくないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。
- 2 自主講座団体は、自主講座団体登録取消申請書を市長に提出することにより、登録の取消しを求めることができる。

(優先予約)

- 第7条 自主講座団体は、活動拠点となる市民センターにおいて、登録を受けた年度に限り、月2回を限度として、優先的に施設の利用の予約をすることができる。

(予約の変更又は取消し)

- 第8条 市長は、市の機関が主催又は共催する事業が当該市民センターにおいて行われるときは、前条の規定による予約を変更し、又は取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により自主講座団体の予約を変更し、又は取り消したときは、速やかにその旨を当該団体の代表者に通知しなければならない。

(使用料)

- 第9条 自主講座団体が市民センターの施設を利用する場合の使用料は、条例第12条に基づき、同条例別表第1及び別表第2に規定する額の2分の1に相当する額（10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とする。
- 2 自主講座団体は、岡崎市市民センター条例施行規則（令和2年岡崎市規則第2号）第4条の規定に基づき使用料を支払うものとする。なお、同条ただし書きに該当する場合として、初回の講座実施日から1箇月以内に、前項で規定する使用料の全講座分を支払うことができる。

(活動報告)

- 第10条 自主講座団体は、その活動に係る毎年度の実績を、登録を受けた年度における最終の講座の実施日から2週間以内に、自主講座団体事業実績報告書により、市長に提出しなければならない。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、自主講座の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

施設名	室名称	午前	午後	夜間	延長
中央市民センター	体育室	2,850	3,400	3,190	650
	第1集会室	1,310	1,860	1,880	340
	第2集会室	1,310	1,860	1,880	340
	第3集会室	980	1,310	1,590	290
	和室	1,260	1,800	1,830	330
	第1講習室	1,100	1,420	1,690	300
	第2講習室	1,310	1,860	1,880	340
	料理講習室	2,200	2,750	2,630	500
南部市民センター (シビック)	体育集会室	2,850	3,400	3,190	650
	第1和室	650	980	1,130	190
	第2和室	760	1,100	1,310	220
	第3和室	620	910	1,050	180
	第1講習室	1,310	1,860	1,880	340
	第2講習室	1,310	1,860	1,880	340
	第3講習室	1,310	1,860	1,880	340
	第4講習室	1,970	2,520	2,440	460
南部市民センター (分館)	体育集会室	2,850	3,400	3,190	650
	会議室	980	1,310	1,590	290
	第1和室	550	760	930	160
	第2和室	760	1,100	1,310	220
	第3和室	1,220	1,670	2,060	360
	第1講習室	1,100	1,420	1,690	300
	第2講習室	1,100	1,420	1,690	300
	料理講習室	2,200	2,750	2,630	500
大平市民センター	体育集会室	2,850	3,400	3,190	650
	会議室	1,100	1,420	1,690	300
	第1和室	650	980	1,130	190
	第2和室	650	980	1,130	190
	第3和室	1,160	1,790	2,000	340
	第1講習室	1,100	1,420	1,690	300
	第2講習室	1,100	1,420	1,690	300
	料理講習室	2,200	2,750	2,630	500

 : 2間続きで利用できる部屋です。2間続きで利用する場合、2部屋で1コマとして利用できます。なお、間仕切りの開放・復旧は自主講座団体をお願いしますのでご了承ください。

利用時間区分
午前 : 9:00~12:00(3時間)
午後 : 13:00~17:00(4時間)
夜間 : 18:00~21:00(3時間)
延長 : 12:00~13:00 又は 17:00~18:00(1時間)

施設名	室名称	午前	午後	夜間	延長
東部市民センター	体育集会室	2,850	3,400	3,190	650
	会議室	1,310	1,860	1,880	340
	第1和室	650	980	1,130	190
	第2和室	650	980	1,130	190
	第3和室	1,370	2,120	2,380	410
	第1講習室	980	1,310	1,590	290
	第2講習室	980	1,310	1,590	290
	第3講習室	1,100	1,460	1,660	300
	料理講習室	2,200	2,750	2,630	500
	岩津市民センター	体育集会室	2,850	3,400	3,190
第1会議室		650	980	1,130	190
第2会議室		650	980	1,130	190
第1和室		760	1,100	1,310	220
第2和室		550	760	930	160
第3和室		1,370	1,920	2,380	410
第1講習室		1,310	1,860	1,880	340
第2講習室		980	1,310	1,590	290
第3講習室		1,050	1,540	1,690	300
料理講習室		2,200	2,750	2,630	500
矢作市民センター	体育集会室	2,850	3,400	3,190	650
	会議室	980	1,310	1,590	290
	第1和室	760	1,100	1,310	220
	第2和室	550	760	930	160
	第3和室	1,130	1,580	1,940	330
	第1講習室	2,200	2,750	2,630	500
	第2講習室	1,310	1,860	1,880	340
	第3講習室	870	1,210	1,270	220
	料理講習室	2,200	2,750	2,630	500
	六ツ美市民センター	体育集会室	2,850	3,400	3,190
会議室		1,310	1,860	1,880	340
第1和室		550	760	930	160
第2和室		550	760	930	160
第3和室		1,690	2,260	2,820	490
第1講習室		1,310	1,860	1,880	340
第2講習室		960	1,330	1,400	250
料理講習室		2,200	2,750	2,630	500

附属設備使用料表

区分	午前	午後	夜間
放送設備(1式につき)	550	550	550
電源(1個につき)	100	100	100

【使用料算出方法例】	
◆1部屋のみを通常の利用区分で使用する場合 (例)中央の第1講習室の午前を使用	1,100円 × 1/2 = 550円
◆1部屋と附属設備を通常の利用区分で使用する場合 (例)南部分館の第1講習室と電源を午前を使用	(1,100円 × 1/2) + (100円 × 1/2) = 600円
◆1部屋のみを通常の利用区分に延長して使用する場合 (例)南部分館の会議室を午後から延長して午後6時まで使用する場合	① 午後利用分を計算 1,310円 × 1/2 = 655円 → 650円 ② 延長利用分を計算 290円 × 1/2 = 145円 → 140円 ③ (①650円) + (②140円) = 790円
◆1部屋と附属設備を通常の利用区分に延長して使用する場合 (例)東部の料理講習室と電源1個を午前から延長して午後1時まで使用する場合	(2,200円 × 1/2) + (100円 × 1/2) + (500円 × 1/2) = 1,400円
◆2部屋続きで利用できる2部屋と附属設備を通常の利用区分で使用する場合 (例)岩津の第1・第2会議室と電源1個を午前を使用	(650円 × 1/2) + (650円 × 1/2) + (100円 × 1/2) = 320円 + 320円 + 50円 = 690円

令和6年度 曜日・区分別 利用可能日数一覧

◎自主講座実施可能日が曜日・利用時間区分別に最大何回あるかを示した表です。

◎次のページのカレンダーと合わせてご利用ください。

第1・3週															
曜日・時間		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
火	午前・午後		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	夜間		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
水	午前・午後		2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	23
	夜間		2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	23
木	午前・午後		2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	23
	夜間		2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	22
金	午前・午後		2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	23
	夜間		2	1	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	22
土	午前・午後		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	夜間		2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	23
日	午前・午後		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

第2・4週															
曜日・時間		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
火	午前・午後		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	夜間		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	23
水	午前・午後		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	夜間		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
木	午前・午後		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	夜間		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
金	午前・午後		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	夜間		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
土	午前・午後		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	夜間		2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	23
日	午前・午後		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

令和6年度市民センター開館日カレンダー

	日	月	火	水	木	金	土
4月			1	2	3	4	5
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				
5月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
6月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30						
7月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			
8月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
9月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					

	日	月	火	水	木	金	土
10月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		
11月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
12月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				
1月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
2月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	
3月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
30	31						

□XX: 開館時間9:00~21:00

▨XX: 開館時間9:00~17:00(夜間の利用区分なし)

■XX: 市民センター休館日

休館日	月曜日・12/29~1/3
開館時間	9:00~21:00 (日曜日・祝日は9:00~17:00)